

交通規制に関する意向調査結果（令和8年2月実施）

※令和8年9月現在 交通規制の決定ではありません。

市としての方向性

住民説明会でのご意見や、所沢警察署及び埼玉県警察と交通規制に関する協議を行っている中で、近隣の方たちの意向を確認するために、令和8年2月に調査を行いました。

その結果やご意見を基に所沢警察署及び埼玉県警察と更に協議を重ね、市としては県道から市道5-321号線への指定方向外進行禁止（7時～9時、18時～20時）という規制を要望していくこととなりました。

今後は、所沢警察署を通じて、埼玉県公安委員会へ本規制について諮り、承認されましたら、西所沢駅西口改札口の供用開始とともに、規制をかけていくことを検討しています。

今後のスケジュール

警察との交通規制に関する協議

現時点

埼玉県公安委員会へ

標識設置

改札口の供用開始に合わせて
規制開始予定

回収状況

対象者数：134件

回答者数：60件

回答率：44.8%

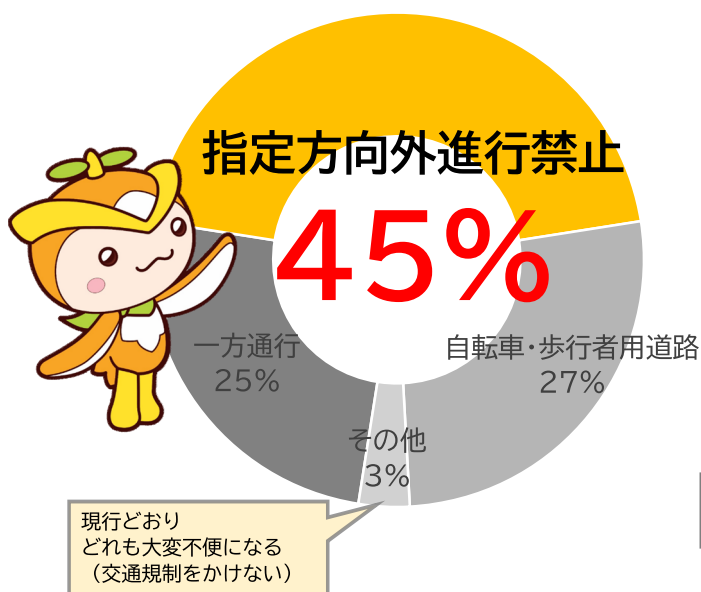
いただいたご意見等

所沢市ホームページ
（住民説明会の結果）

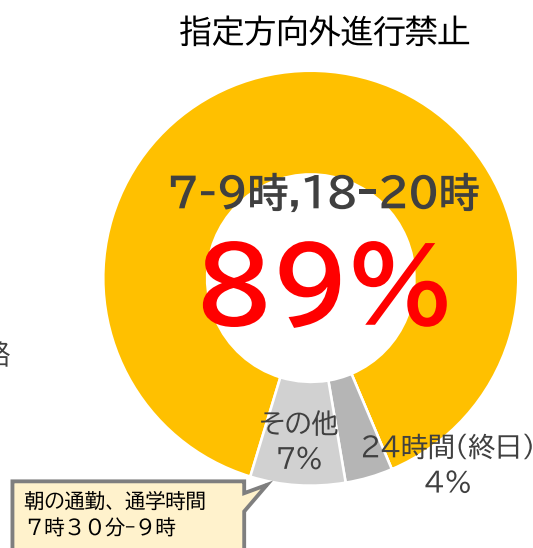


調査結果

質問① 交通規制の種類



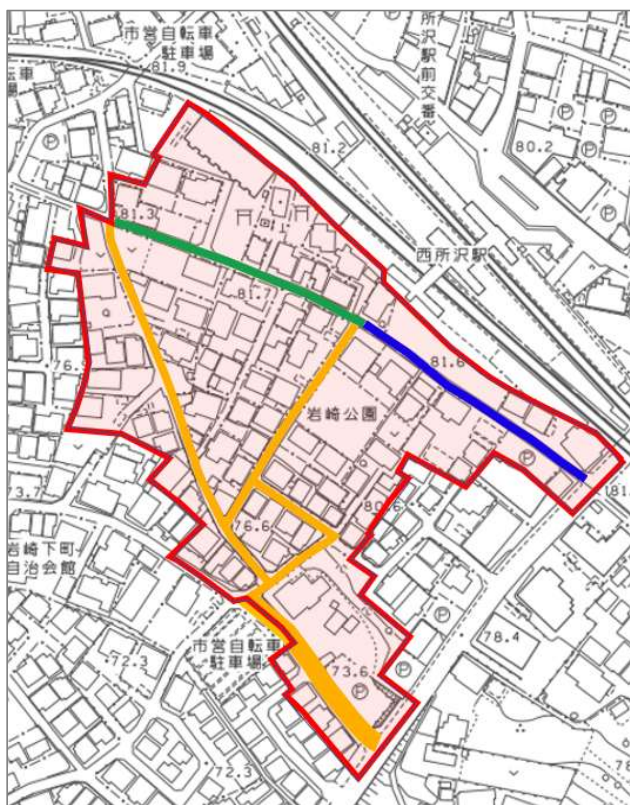
質問② 規制時間帯



TOKOROZAWA

意向調査概要

調査区域



回答票

別紙A3版の説明資料をご覧ください、下記の質問①、②についてご回答ください。

質問① 以下の規制の中から、一つ良いと思うものを選び、□に☑を入れてください。(回答は一つ)

- ☐ 一方通行
(※一方通行の場合、時間指定はありません。回答は以上になります。)
- ☐ 指定方向外進行禁止
☐ 自転車及び歩行者用道路
☐ その他 ()

こちらを選んだ方は②にも回答してください。

質問② 良いと思われる規制時間帯を下記から選び、□に☑を入れてください。(回答は一つ)

- ☐ AM7:00～AM9:00 と PM6:00～PM8:00
☐ 電車が動いている時間帯
☐ 24時間
☐ その他の時間 ()

ご意見がございましたら、ご記入ください。

恐れ入りますが、2月24日(火)までにご回答ください。

※現在は調査をしていません。

区域決定の理由

意向調査実施にあたり、対象者の意向を詳細に分析し、今後の警察協議に活用できるよう、次のとおり、交通規制を実施した場合の日常生活への影響が大きいと判断した地域を調査区域としました。

「市道5-321号線沿道」

西口改札口直近で、すべての交通規制で日常生活への影響を受ける。

「市道5-321号線、1796号線沿道」

西口改札口西側で特に自転車及び歩行者用道路の交通規制では日常生活への影響を受ける。

一方通行の交通規制では5-1796号線がう回路となる。

「市道5-351号線、352号線、私道沿道」

西口改札口南側で改札口から若干離れており、すべての交通規制で車両のう回路となる。

交通規制(案)の種類

①一方通行

県道方向に進むのみ



②指定方向外進行禁止

県道からの進行を規制



③自転車及び歩行者用道路

自動車の通行を規制(特例あり)



う回路となるイメージ

